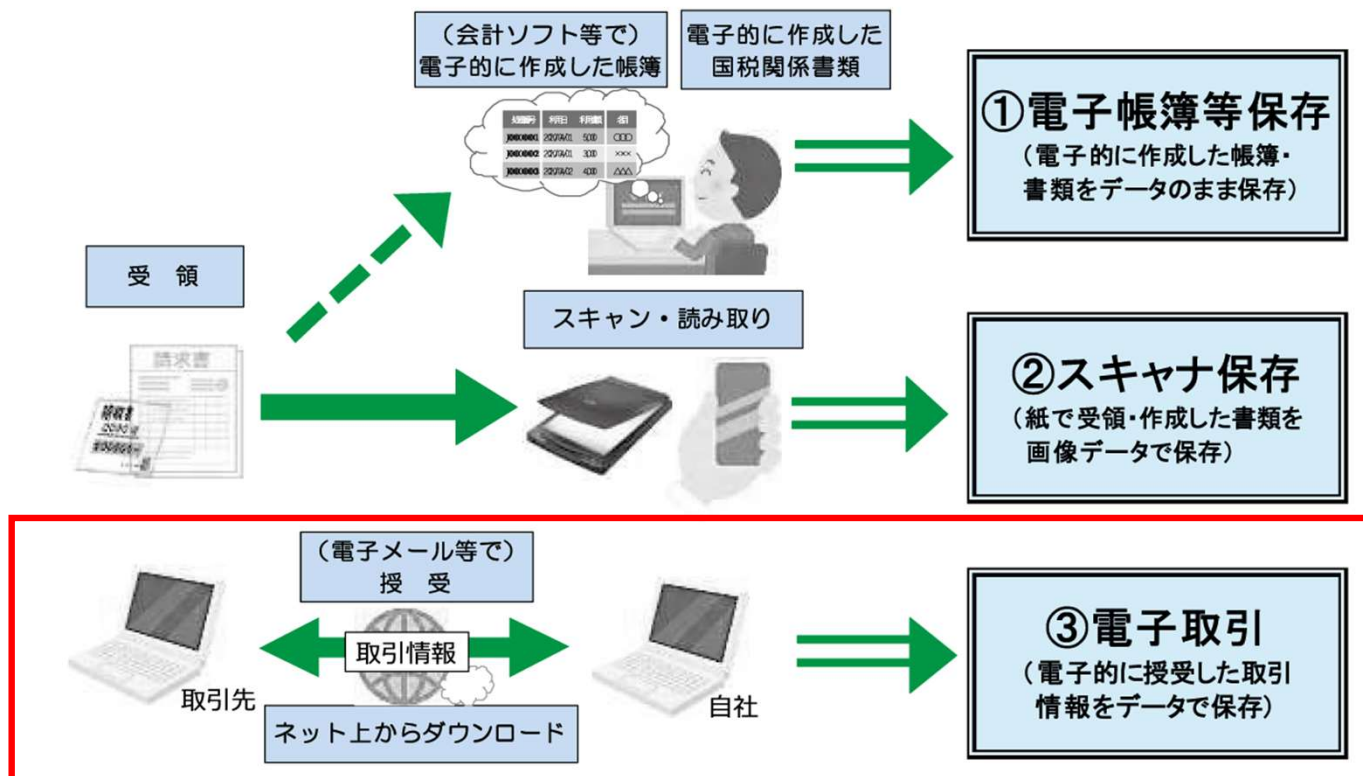


電子帳簿保存って結局最低限何すれば良いの？

すごく簡単に言うと、2022年1月1日以降、下図の赤枠の取引があるのであれば...

【参考】電子帳簿保存法上の区分（イメージ）

2021年11月26日



出所：国税庁「電子帳簿保存法が改正されました（令和3年5月）」より一部抜粋

対応方法の例

法人税・所得税対象の全事業者の対応必須箇所
(電子取引) 未対応の罰則：総合勘案による青色申告取消

(3) 中小企業の対応

① 専用のソフトを使わない場合

1) 請求書データ (PDF) のファイル名に、規則性をもって内容を表示する。

例) 2022年 (令和4年) 10月31日に (株) 国税商事から受領した
110,000円の請求書 → 「20221031_(株) 国税商事_110,000」

2) 「取引の相手先」や「各月」など任意のフォルダに格納して保存する。

3) 「電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程」(規則第4条第1項第4号)を作成し、備え付ける(図表7)。



OR

なお、上記1)の代わりに、索引簿を作成し、索引簿を使用して請求書等のデータを日付、金額、取引先で検索できる方法によることも可能です。

索引簿 (サンプル)

連番	日付	金額	取引先	備考
①	20210131	110,000	(株)霞商店	請求書
②	20210210	330,000	国税工務店(株)	注文書
③	20210228	330,000	国税工務店(株)	領収書
④				

出典：「電子帳簿保存法一問一答【電子取引関係】」(国税庁、令和3年7月)

出所：令和4年1月1日から帳簿や請求書等の保存方法がこう変わる！(株)TKC